

トレジャーネット信用取引取扱規定 新旧対照表

新	旧
第12条 返済期日 (1) お客さまが信用取引を行う場合、建玉については必ず所定の返済期日の前営業日までに反対売買又は品受け若しくは品渡しを行うものとします。 (2) 建玉の銘柄が、上場廃止・株式併合・株式交換・株式移転・株式分割・減資等の措置がとられた場合、前項の返済期日は、トレジャーネットが定める期日に変更できるものとします。又、この場合、お客さまは、トレジャーネットの指定する日までに反対売買又は品受け若しくは品渡しを行うものとします。 (3) 前項又は前々項にかかわらず、お客さまが所定の期日までに反対売買又は品受け若しくは品渡しを行わなかった場合は、トレジャーネットは返済期日当日に、お客さまに通知することなく、トレジャーネットの任意でお客さまの計算において当該建玉を反対売買又は品受け若しくは品渡しが行えるものとします。 <u>(4) お客様が次の各号の事由のいずれかに該当しているとトレジャーネットが判断した場合、トレジャーネットは返済期日にかかわらず、お客さまに通知することなく、直ちに、お客さまの計算において当該建玉を反対売買又は品受け若しくは品渡しが行えるものとします。</u> <u>(a) お客様が海外に居住していることが判明した場合。</u> <u>(b) トレジャーネットよりお客様に連絡の取れない状態が続き、信用取引管理の観点から、問題が生じるとトレジャーネットが判断した場合。</u> <u>(c) お客様が死亡したことが判明した場合。</u> <u>(d) お客様が意思能力を失い回復の見込みがないと判断する相当な事由が判明した場合。</u> (5) 前項又は前々項の反対売買又は品受け若しくは品渡しを行った結果、損失や不足金が発生した場合には、お客さまはトレジャーネットに対して速やかにその額に相当する金銭を入金するものとします。 (6) お客さまが前項の金銭を入金しない場合、トレジャーネットはお客さまに通知することなく、お客さまの保証金代用有価証券及び建玉をお客さまの計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。 (7) 前項の弁済充当の結果、残債務がある場合には、お客さまはトレジャーネットに対して速やかに残債務の弁済を行うものとします。	第12条 返済期日 (1) お客さまが信用取引を行う場合、建玉については必ず所定の返済期日の前営業日までに反対売買又は品受け若しくは品渡しを行うものとします。 (2) 建玉の銘柄が、上場廃止・株式併合・株式交換・株式移転・株式分割・減資等の措置がとられた場合、前項の返済期日は、トレジャーネットが定める期日に変更できるものとします。又、この場合、お客さまは、トレジャーネットの指定する日までに反対売買又は品受け若しくは品渡しを行うものとします。 (3) 前項又は前々項にかかわらず、お客さまが所定の期日までに反対売買又は品受け若しくは品渡しを行わなかった場合は、トレジャーネットは返済期日当日に、お客さまに通知することなく、トレジャーネットの任意でお客さまの計算において当該建玉を反対売買又は品受け若しくは品渡しが行えるものとします。 <u>(4) お客さまが信用取引の建玉を保有したまま、海外に居住していることが判明した場合、又はトレジャーネットがお客さまと連絡が取れなくなったと判断した場合には、トレジャーネットは返済期日にかかわらず、お客さまに通知することなく、直ちに、お客さまの計算において当該建玉を反対売買又は品受け若しくは品渡しが行えるものとします。</u> (5) 前項又は前々項の反対売買又は品受け若しくは品渡しを行った結果、損失や不足金が発生した場合には、お客さまはトレジャーネットに対して速やかにその額に相当する金銭を入金するものとします。 (6) お客さまが前項の金銭を入金しない場合、トレジャーネットはお客さまに通知することなく、お客さまの保証金代用有価証券及び建玉をお客さまの計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。 (7) 前項の弁済充当の結果、残債務がある場合には、お客さまはトレジャーネットに対して速やかに残債務の弁済を行うものとします。

トレジャーネット信用取引取扱規定 新旧対照表

新	旧
付 則 1. この規定は、平成 17 年 7 月 25 日より実施する。 2. 本規定は、平成 17 年 12 月 26 日より一部改訂、実施する。 3. 本規程は、平成 18 年 7 月 25 日より一部改訂、実施する。 4. 本規程は、平成 19 年 10 月 1 日より一部改訂、実施する。 <u>5. 本規程は、平成 23 年 11 月 1 日より一部改訂、実施する。</u>	付 則 1. この規定は、平成 17 年 7 月 25 日より実施する。 2. 本規定は、平成 17 年 12 月 26 日より一部改訂、実施する。 3. 本規程は、平成 18 年 7 月 25 日より一部改訂、実施する。 4. 本規程は、平成 19 年 10 月 1 日より一部改訂、実施する。